

# 印西地区環境整備事業組合

## 次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

### 組織細則

#### 第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (2) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (3) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
- (4) 地域振興策 次期中間処理施設の建設候補地周辺における地域特性及び潜在的な需要等に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案

#### 第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 地域振興策の抽出
- (2) 抽出された地域振興策の基本構想を検討及び評価

#### 第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」の定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しない。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者		3人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内
合計			9人以内

#### 第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1カ年を予定する。

#### 第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この組織細則は、平成27年2月12日から適用する。